

「えひめの離島フォトコンテスト ～写真を投稿して島の特産品をもらおう!～」募集要項

1 概要

県内離島地域の交流人口及び地域活性化を図るため、愛媛県の離島の魅力が伝わる、風景、人物等を愛媛県内の離島にて撮影した写真を募集します。

2 募集期間

令和4年7月11日（月）～令和4年9月30日（金）

3 応募方法

(1) 愛媛県離島振興協議会公式 Instagram (@ehimeken_ritoukyougikai) をフォロー

(2) 撮影した写真に応募用ハッシュタグ「#えひめの離島フォトコンテスト」と、撮影場所を含めたコメントを付して Instagram へ投稿

※詳細については「4 応募資格及び要件」及び「6 注意事項」をご覧ください。

4 応募資格及び要件

- ・日本国内にお住まいの方（賞品の発送先が日本国内の方）。
- ・Instagram アカウントをお持ちの方で、愛媛県離島振興協議会 Instagram (@ehimeken_ritoukyougikai) をフォローした方に限ります。
- ・応募作品は愛媛県内の離島に関する写真に限ります。
- ・応募作品の撮影機材は問いません。
- ・作品の投稿日が応募期間外のものは、審査対象外となります。なお、作品は過去に投稿されたものでも構いませんが、その場合は応募期間内に再投稿してください。（応募期間外の投稿を編集し、ハッシュタグをつけたものは対象外になります。）
- ・お一人様何回でもご応募いただけますが、入賞はお一人様1作品までとします。
- ・応募作品は、応募者ご本人のみにすべての権利（著作権を含みます）があるオリジナル作品に限ります。特に、他のサイト、SNS、ブログ等の画像を、許可なく使用することは著作権等権利の侵害に該当する可能性がありますので、ご注意ください。また、写真に人物が写り込む場合には、事前に肖像権の許諾があるものに限りません。
- ・応募時に他のコンテスト等で入賞したもの又は入賞が決まっている作品は応募対象外となります。

※アカウント非公開・ハッシュタグがついていない投稿は、応募対象外となります。

※ハッシュタグは投稿文に記載ください。コメント欄のみにハッシュタグを記載された場合は受付できません。

5 表彰について

(1) 選考方法

愛媛県離島振興協議会において、応募作品の中から受賞作品を選定。

(2) 表彰内容

受賞作品：10点

商 品：1万円相当の愛媛県離島地域の特産品詰め合わせ

6 注意事項

(1) 応募について

- ①「#えひめの離島フォトコンテスト」のハッシュタグが付いた投稿は、当募集要項に同意したものとみなします。
- ②応募作品の著作権は、原則応募者に帰属します。
- ③応募作品は、愛媛県離島振興協議会 Instagram (@ehimeken_ritoukyougikai) に再投稿（リポスト）することがあります。
- ④応募者は、愛媛県離島振興協議会（愛媛県離島振興協議会が許可した第三者を含む。）が、愛媛県離島振興協議会 PR 用などに使用する目的で、応募作品や入賞者名、撮影地情報が無償かつ無期限に使用、掲載、転載、公衆送信等することを承諾するものとします。

また、応募者は、愛媛県離島振興協議会に対し、著作者人格権に基づく権利の主張を一切行わないものとします。

- ⑤前項の愛媛県離島振興協議会による使用において、応募者の承諾を得ることなく応募作品のトリミング・画像効果並びに音楽及び音響効果を加えるなどの編集・改変を行うことがあることを承諾するものとします。
- ⑥応募写真について第三者から権利侵害に関する申し入れ等があった場合は、主催者は当該紛争には一切責任を負いません。
- ⑦以下の項目に当てはまる投稿はご遠慮ください。また、主催者が以下の項目に当てはまると判断したものは選考対象外とさせていただきます場合があります。
 - ・特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
 - ・他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
 - ・政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
 - ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
 - ・著作権、商標権、肖像権などの県または第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
 - ・法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
 - ・公の秩序または善良の風俗に反する内容
 - ・本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
 - ・有害なプログラム
 - ・わいせつな表現などを含む不適切な内容
 - ・当該フォトコンテストと全く関係のない内容
 - ・Instagram 利用規約に反する内容
 - ・その他、主催者が不適切と判断したもの

(2) 入賞者の表彰及び賞品の授与について

- ①入賞者には、令和4年10月までに愛媛県離島振興協議会 Instagram (@ehimeken_ritoukyougikai) からダイレクトメッセージ機能を用いて連絡しますので、指定された期限までに必要事項をご返信ください。期限までに返信が確認できなかった場合は、次点の人を繰り上げて入賞者とします。
- ②入賞者の個人情報は、本事業に係る事務のみに使用します。
- ③入賞作品については、アカウント名、ユーザー名と併せて愛媛県離島振興協議会ホームページで公表させていただきます。

- ④賞品の発送は国内に限ります。
- ⑤審査結果についての問い合わせにはお答えできません。

7 その他

- (1) 応募者の Instagram、その他 SNS 上での投稿内容や、それに関わるトラブルに関して、愛媛県離島振興協議会は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (2) 作品の応募に関する一切の費用は応募者の負担とします。
- (3) 本事業は、Instagram 社が後援、支持、運営に関与するものではありません。
- (4) 当募集要項については、事前に予告なく変更することがあります。

8 主催・お問い合わせ先

愛媛県離島振興協議会事務局

TEL : 089-912-1000 (自動音声の後に内線番号 5357 を押してください)

E-mail : ehimekenritou@ritou.ehime.jp